

会議等報告書	
会議等の名称	令和7年度第1回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会
主 催	高齢福祉課
日 時	令和7年7月24日(木) 午後1時30分～午後2時26分
場 所	安城市役所さくら庁舎 第36会議室
傍聴人	1名
内 容	別添会議資料のとおり
1 会長あいさつ(要旨) 本日はお忙しい中また大変暑い中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 この会議の目的は資料の6ページに担任意務とあり、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進等並びに地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項の調査審議とあります。介護保険事業計画は介護保険法、高齢者福祉計画は老人福祉法に基づきます。この二つを合わせて安城市ではあんジョイプランと呼んでいます。この会議の役割はそのあんジョイプランの進捗状況を審議することと地域包括支援センターの設置運営状況の報告です。市役所がきちんとやってくれるので良いとは思いますが定期的に会議を開催することできちんとやらなければいけないという抑止力になるかと思います。 地域包括支援センターは各中学校区に一つあり地域福祉の要になる場所です。安城市の場合は地域包括支援センターができる前に福祉センターがありました。今は地域包括支援センターはどの地域にもありますが、安城市は福祉が先進的だったためかつては地域包括支援センターと社会福祉協議会が仕事の取り合いをすることがありましたが今は棲み分けができています。 本日はそれぞれの立場からご意見やご質問をいただきますようお願いします。 2 委員紹介・辞令交付 (典礼) 役員交代や人事異動のため交代された委員の紹介をいたします。介護老人保健施設あおみ事務長が須藤慶己様、安城市町内会長連絡協議会副会長が神谷京三郎様、デイネット会長が佐藤健一様、以上3名が交代されています。辞令交付についてですが、本来であれば、お一人お一人に交付させていただくところですが、今回は机上にご用意させていただいております。	

3 議題

(1) あんジョイプラン10の進捗状況について（報告） 資料P9～36

（介護保険係）

（説明要旨）

9ページの資料1①「あんジョイプラン10進捗状況報告書」をご覧ください。
あんジョイプラン10は、老人福祉法に基づく、第9次安城市高齢者福祉計画と介護保険法に基づく第9期安城市介護保険事業計画を一体的に作成した計画の総称です。計画期間は、令和6年度～令和8年度までの3ヵ年になります。今回報告させていただく、令和6年度は、計画1年目の内容となります。

次に、2の計画の体系についての部分をご覧ください。基本理念は、「健康で生きがい・ふれあい・安心を育むまち」としており、「生きがい」「ふれあい」「安心」をキーワードとし、「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指しています。

次の10ページをご覧ください。

(1) 計画の体系及び重点施策ということで、まず、3つの基本目標と目標に合わせた施策を記載しております。この表の下に、重点的に取り組む施策を記載しております。10ページの図の通り、施策は、1-1から3-4まであります。そして、1つ目の目標である「健康と生きがいづくり、介護予防の推進」に対してここに記載は、ありませんが、あんジョイプラン10では、施策に付随する事業が30事業あります。

2つ目の目標である「地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進」では、49事業あり、

3つ目の目標である「介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用」では、18事業あります。

各事業において、数値目標を掲げたものは、実績及び数値目標の達成率を、数値目標を掲げていないものについては実施状況を記載しました。また、進捗状況の結果に対する事業評価を記載しています。

それでは、12ページのあんジョイプラン10数値目標一覧表について説明してまいります。表の左から、事業番号、個別事業名、事業内容となっており、実績、計画比、計画目標値となっております。

基本目標の1つ目、「健康と生きがいづくり、介護予防の推進」。

事業番号の一番左の数字が「1」のものですが、23項目のうち、達成率100%以上が13項目となっております。特に、「1-3-12」「1-3-13」の福祉センターの活動が、大きく目標を上回っており、多くの方の参加をいただいております。

基本目標の2つ目、「地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進。」

事業番号の一番左の数字が「2」のものですが、25項目のうち、達成率100%以上が7項目となっております。それ以外の多くの項目で目標値に近い数値となっており、順調に事業を実施できていると考えます。

基本目標の3つ目、「介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用」。

事業番号の一番左の数字が「3」のものですが、6項目のうち、達成率100%以上が2項目となっております。「3-1-4」介護関連資格取得等補助の活用が増えてきており、事業所の方に認知されてきております。「3-2-1」介護給付等費用適正化事業「ケアプランチェック実施事業者数」については、今年度は、目標達成できる予定でおります。「3-2-4」介護サービス相談員派遣事業は、令和6年は半分ほどですが、受け入れていただける事業所が徐々に増えており、令和7年度は、目標を達成できる見込みです。

全部で54項目ありますが、100%以上は22項目で40.7%となっており、90%以上は10項目で18.5%、合わせて59.2%となっています。

数値目標を持っていないその他の事業も含め、すべての事業につきましては13ページから30ページまでの資料1③をご覧くださいと思います。

続きまして、介護保険事業計画についてでございます。31ページの資料1④をご覧ください。介護保険事業計画は、介護保険の対象サービスの種類ごとに見込み量等を定め、介護保険事業費を見込み、保険料を算定するなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。

(1) 高齢者人口は、ほぼ推計通り伸びております。高齢化率について、全国や愛知県と比較しても低い高齢化率となっておりますが、対前年比で見ると、65歳以上の人口は、0.7%増加しております。65歳から74歳の前期高齢者は、4.33%減少しているもの、75歳以上の後期高齢者が、5.1%増加しており、高齢者のなかでも高齢化が進んでいます。

32ページの(2) 介護保険3施設及び居住系サービスの利用者数についてで

すが、全体的に計画よりも下回るものの、前年の実績と比較すると施設利用者は、1. 27%の増加。要介護者の居住系サービス利用者は、8. 29%増加となっており、どちらも利用者が増えております。その中でも居住系サービスの伸びが顕著です。

33ページから35ページの(3) 介護給付及び予防給付に係る(居宅) サービス量について、計画値と実績値の乖離が20%を超えるサービスは、33ページと34ページの要介護の方のサービスでは、「認知症対応型通所介護」のみとなっており、35ページの要支援の方のサービスでは、「介護予防訪問入浴介護」「介護予防訪問看護」「介護予防居宅療養管理指導」「介護予防短期入所療養介護」「介護予防特定施設入居者生活介護」「介護予防小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」の7サービスで20%以上の乖離が起きております。令和5年度に計画を策定しておりますので、令和5年度と令和6年度で要支援の方の使いたいサービスやサービス提供状況が変化していることがうかがえます。

また、認知症対応型通所介護が要介護でも要支援でも大きく減少しているのは、事業所数が3事業所から2事業所に減ったためです。さらに、認知症の方が通うための認知症対応型通所介護であります。最近では普通のデイサービス施設でも認知症の方を受け入れるようになっております。そのため、認知症対応型の施設を利用する人が減ってきています。

36ページの(4) 給付費等につきましては、総給付費は、令和4年度から4%ずつ増加しており、今後も伸びていくと考えられます。また、地域支援事業費についても、前年比で2%増加しております。どちらも増えていくことが予想されます。また、計画値との比較では、乖離が3%以内となっており、給付費及び地域支援事業費ともに計画通りに実施できています。介護保険事業計画の説明は以上となります。

施設整備についてですが、あんジョイプラン10において施設整備の予定はありません。これであんジョイプラン10の進捗状況の説明を終わります。

【議題(1) 質疑応答】

なし

(2) 令和6年度介護保険事業特別会計決算(案)について(報告)

(介護保険係長)

(説明要旨)

1 介護保険の実施状況について

上から順に、

(1) で被保険者数と高齢化率、(2) で要介護認定者数を示しております。

まず、被保険者数ですが、令和7年4月1日時点で、65歳以上の第1号被保険者は41,564人、40歳～64歳までの第2号被保険者は66,335人です。全体としては前年比553人増加しています。高齢化率は令和7年4月1日現在で22.17%です。前年比で0.3%増加しています。

続きまして(2) 要介護(要支援)認定者数です。

アは各年度の認定申請件数の集計であり、令和6年度の認定申請数は新規・更新を合わせて5,612件でした。前年度より352件増えております。イは各年度末における要介護度別の認定者数を集計した表となっております。認定者数ですが、令和6年度末現在6,465人、うち第1号被保険者数は6,282人です。前年度より297人増えております。

要支援者は2,302人で全体の35%ほど、要介護者は4,163人で全体の65%ほど占めております。

令和6年度介護保険事業特別会計決算につきまして、ご説明申し上げます。38ページ、39ページをご覧ください。介護保険事業の会計については、一般会計とは別に特別会計を設けております。この表に記載されているのは、全て特別会計の数値です。表の見方としましては、38ページが歳入、39ページが歳出となっています。38ページの歳入ですが、保険料は総額27億5,324万円で、対前年比0.7%の増加であります。

次の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金は、原則として次ページ(3) 各事業の財源割合に基づき支払われます。国庫支出金は、総額20億9,200万円で対前年比3.8%の減です。支払基金交付金は、総額27億1,995万円で対前年比0.3%の増です。県支出金は、財源割合表の「都道府県」に該当し、総額15億191万円で対前年比4%の増です。財産収入ですが、これまで積み立ててきた基金の利子として791万円が歳入としてございました。

続いて繰入金ですが、こちらは介護給付費や地域支援事業費、低所得者保険料

軽減繰入金、その他繰入金など、安城市が負担するものとなります。給付費、地域支援事業など財源割合表の「市町村」に該当し、総額１８億５，６２６万円となります。

繰越金は前年度特別会計からの繰越金です。令和５年度の収入と比べて約２億５，６００万円の減額となっておりますが令和４年度がコロナ禍にあり給付費が想定より伸びず令和５年度に多額の繰越金を生じたことが主な要因となっております。コロナウイルス感染症の位置づけが第５類に移行し介護サービスの利用が戻ってきたことにより令和５年度における介護給付費も増加を示しており令和６年度の繰越金が減少しました。

諸収入は、約１，４００万円減額となっております。諸収入の内容につきましては、利用者の方の修正申告や過誤納による介護給付費や高額介護サービス費の返納や第三者行為による損害賠償収入が主なものです。令和５年度につきましては７００万円ほどの大きな損害賠償収入があった他、１００万円程度の損害賠償収入が２件あったことが大きな要因となっております。令和６年度についてはそういったものがなかったことが大きな要因です。

歳入合計額は１１２億７，５３３万円で、対前年比１．６％の減少でした。

３９ページ歳出を説明します。歳出のうちその大半を占めるのが保険給付費です。保険給付費は、各種介護サービスにかかった費用の合計です。保険給付費の総額は１００億７，０７０万円、対前年比で４．２％増加しました。

保険給付費の下の地域支援事業費につきましては、介護予防事業、地域包括支援センターの運営、在宅のねたきり高齢者等おむつ費助成などの経費です。総額７億４，７７０万円で、前年比１．８％増加しました。

続いて基金積立金ですが、７９１万円積み立てております。

合計の上にあります諸支出金については、令和５年度に国・県などから歳入した金額の精算に伴う返還金が主なものであり、９，７１８万円となっております。歳出合計額は１１２億１，６０５万円で、対前年比０．９％の増加でした。

結果として、歳入合計額は１１２億７，５３３万円、歳出合計額は１１２億１，６０５万円となり、差額の５，９２７万円は令和７年度に繰越をいたしました。

また、これまでの介護保険事業特別会計上の剰余金であります、介護給付費準備基金の令和７年５月末の残高は、歳出の表の一番下の横に、基金保有額とあります、１２億３，５６１万円となっております。

以上で、「議題 2 令和 6 年度介護保険事業特別会計決算について」説明を終わります。

【議題（2）質疑応答】

（会長）

高齢化率とは 65 歳以上の人口が占める割合ですか。

（介護保険係）

そうです。

（会長）

安城市の 22％は全国的にみて高いですか。

（介護保険係）

全国的にみて低いです。令和 6 年 10 月時点で全国が 29.3％だったのに対して愛知県は 25.8％でしたので県内でも低い方だと思います。

（会長）

高齢化は仕方がないですがなるべく元気な高齢者を増やしてあまり介護保険を使わなくても良いならそれに越したことはないです。歳出はやはり伸びていると。

（会長）

他に意見、質問がないようですので議題（2）を終了します。

（3）介護予防支援事業所の新規指定について（報告）資料 P 40

（介護保険係）

（説明要旨）

令和 6 年 4 月 1 日から介護保険法が改正されまして、今までは地域包括支援センターから委託を受けてサービスを提供しておりました介護予防支援について、指定居宅介護支援事業所が市から追加の指定を受けて実施できるようになりました。それに伴いまして単位数や報酬が増えるということがありましたので、安城市でも昨年のこの会議で法改正をしますというお話をさせていただきました。この改正に伴いまして令和 6 年 9 月議会で安城市附属機関の設置に関する条例を改正し、改正後から安城市介護保険地域密着型サービス等運営委員会において新規指定時に意見を伺い、指定を行いました。令和 6 年度に新たに指定した事業所を今回この運営協議会でもご報告させていただきますということを昨年お約束して

おりましたのでお話しさせていただきます。2事業所あります。

①ゴールドケア 指定年月日：令和6年12月1日

令和6年11月14日の地域密着型サービス等運営委員会にて承認

②居宅介護支援事業所ひがしばた 指定年月日：令和7年4月1日

令和7年2月13日の地域密着型サービス等運営委員会にて承認

以上2事業所が令和6年度の地域密着型サービス等運営委員会にて承認を受けた事業所になります。報告は以上です。

【議題（3）質疑応答】

（会長）

介護予防の支援とは例えばどういうことをやるのですか。

（介護保険係）

要支援の方に対してその方に合わせた介護予防のためのサービスの計画を作るのがこの事業になります。

（会長）

デイサービスに行ったり居宅のサービスを受けるというプランを作成するということですね。

（介護保険係）

そうです。今までは地域包括支援センターの委託を受けた事業所がそれを行っていましたが地域包括支援センターの委託がなくてもできるようになったということです。

（会長）

それは効率化が図れて良いと思います。

（会長）

他に意見、質問がないようですので議題（3）を終了します。

（4）令和6年度地域包括支援センター事業の事業報告及び決算状況について

（報告） 資料P41～42

令和6年度地域包括支援センター事業の事業報告

（高齢福祉課課長補佐）

(説明要旨)

4 1 ページの資料 4 ①をご覧ください。この表は、安城市内にある 8 つの地域包括支援センターの令和 4 年度から令和 6 年度の実績を示しておりますが、表の数字だけで包括支援センターの仕事ぶりが評価できる訳ではございませんので、3 月の運営協議会で報告している事業評価と合わせてお考えいただきたいと思います。

1 相談業務

令和 6 年度実績は市内全域の地域包括支援センターで受けた相談件数の合計は 8 2, 8 2 5 件で、前年度と比較して 5, 7 0 0 件ほど増加しています。施設ごとの相談件数は地区の高齢者人口に比例するところではございますが、昨年度は、高齢者人口に対し、相談件数が多かったのは、順にあんのん館、ひがしばた、小川の里でございます。増加の要因としては、地域包括支援センターの取り組みが地域住民の信頼を得て相談機関として広く利用されるようになったことと、相談内容の多様化などによるところも大きく影響しているところです。

2 相談方法

電話で相談を受ける件数も多くなっておりますが、支援センターの職員が市民の方のお宅に訪問して相談を受ける件数も多くなっており、相談方法の中でも最も労力のかかるところでございます。意欲的に実態把握等のために出向いただいております。

3 相談事業実績

虐待事例相談が前年度比 1 4 2 % で 1, 0 0 0 件を超えました。一人あたりの対応件数が増加しているためであります。

6 医療関係者との相談・連絡調整

令和 6 年度より相談件数の把握を始めました。入退院等に係るときに医療機関の医師や医療ソーシャルワーカーとの連携や相談等の件数でございます。

7 生活支援コーディネーターとの連絡調整

生活支援コーディネーターは地区社協職員が担っております。包括支援センター職員とコーディネーターが随時連携をとって、地域における新たな課題に対応するため、また地域のイベント開催を協働で取り組む内容について調整しています。前年度比 1 6 8 % と、とても密に連携ができています。

8 認知症初期集中支援チームへの依頼件数

認知症専門医と看護師、その他の専門職で集中的に認知症対応を行うチームとして、市から八千代病院に委託しています。依頼件数は包括支援センターからそのチームへ依頼した件数でございます。

どの包括支援センターも複雑化する問題に適切に対応しています。また、地域の特色に合わせて効率的に業務を遂行する方法を模索しながら日々全力で取り組んでおります。それは表の数字にはすべて現れていないですが、そのような認識であることをご報告いたします。

【議題（４）令和６年度地域包括支援センターの事業報告 質疑応答】

（Ａ委員）

７の生活支援コーディネーターとの連絡調整について、地域包括支援センター中部の回数が圧倒的に多い要因は何ですか。

（高齢福祉課課長補佐）

地域包括支援センター中部が中部福祉センターと同じ建物の中にあるため職員間で密に連絡調整ができている証だと思います。合わせて報告させていただきますが、回数が一番少ない地域包括支援センター松井は計上すべき数字を計上していなかったという報告がありました。さかのぼって正しい数字を集計することは難しいとのことでしたので実際には資料にある数字以上の回数はあるということを報告しておきます。

（Ａ委員）

デイサービスとしても生活支援コーディネーターとの連携の仕方については全事業所で検討しております。私は個人的に持っている交流を活かしてサロン等で講演活動を実施して協力していますが、どう連携したら良いか分からないという事業所は多いので、こういう風な連携の仕方がありますよと事業所に周知することによってもう少し連携力は高めていけるとと思います。そこに関しては協力させていただきます。

（会長）

地域包括支援センター中部は中部福祉センターと同じ建物の中にあるので利用しやすいかと思います。私はこの姿が理想だと思いますが民間委託する以上全てそうするわけにはいきません。ただ、なかなか連携が取れないというのはおっしゃる通りだと思います。

(会長)

6の医療関係者との相談・連絡調整について、地域包括支援センター松井と地域包括支援センターあんのん館が他と比べると件数が少ないのはなぜですか。地域包括支援センター更生や地域包括支援センター八千代に病院があるのと同じく松井整形外科がありますが。

(高齢福祉課課長補佐)

集計をする際に漏れてしまったとのこと。今年度はよろしく申し上げますと伝えてあります。

(会長)

地域包括支援センター松井と松井整形外科は同じ建物にあるため件数は多いと思いますので聞いておいてください。

令和6年度地域包括支援センター事業の決算状況(案)

(高齢福祉課課長補佐)

(説明要旨)

続きまして、42ページ資料4②の令和6年度地域包括支援センター事業の決算状況(案)についてご説明します。

本市では、市内8中学校区に地域包括支援センターを設置し、現在も委託事業により実施しております。基本的な委託費は、人件費と事務費で構成されています。昨年度の決算額は、合計1億8889万円余となっております。地域包括支援センターは、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種が常勤かつ専従で従事することになっていたところ、あんのん館については、退職者があり、年間通して従事できなかったことから、決算額が大きく減少しています。

また、当初予算額として地域包括支援センター中部と地域包括支援センター更生が多くなっている理由としては、担当する中学校区域における65歳以上の人口が6,000人を超える場合は、1人加算する配置ができ、その人件費分が多くなっているためです。

【議題(4) 令和6年度地域包括支援センター事業の決算状況(案) 質疑応答】

(B委員)

地域包括支援センターあんのん館が予算額に対して決算額が大きく減っています

が1年間を通して少ない人数で業務をしていたためですか。

(高齢福祉課課長補佐)

安城市西中学校区の地域包括支援センターあんのん館は本来は年間を通して3人従事すべきところが1人になってしまった時期もあったとのことで3職種にとっては厳しい状況でしたが他の職員がサポートしました。ただ、安城市西中学校区は北中学区や南中学区と比べて高齢者の人口がそれほど多くない地域で、市民が相談ができないような体制ではなかったことは確認しています。令和7年度は1人増員されました。

(会長)

サービスに欠けることはなかったということですね。

(会長)

他に意見、質問がないようですので議題(4)を終了します。

(5) 介護予防支援業務の一部委託について(承認) 資料P43

(高齢福祉課課長補佐)

(説明要旨)

介護予防支援業務の一部委託についてご説明いたします。各地域包括支援センターがケアプラン作成等を居宅介護支援事業所に委託する場合、事業所の選定が必要となります。その選定については、この会議での承認が必要となります。

令和7年2月から5月末までに新たに委託した事業所名と件数を載せています。地域包括支援センター八千代においては、ケアサポート八千代に、地域包括支援センター松井においては、ライフサポート居宅介護支援事業所に委託を始めております。参考として、現時点における各地域包括支援センターごとの契約事業所数と契約件数を載せています。

説明は以上になります。ご承認のほどよろしくお願いします。

【議題(5) 質疑応答】

(会長)

介護予防支援とは先ほどもありましたようにプランの作成ということで、それを一部委託するということです。委託された事業所がきちんとやれているかは市役

所が確認済みということで良いですね。

(会長)

他に意見、質問がなければ承認ということでよろしいでしょうか。

—異議なしのため承認—

4 顧問講評

(典礼)

本日は顧問が欠席のため事前にいただいた講評を介護保険係長より報告させていただきます。

(介護保険係長)

野口顧問から講評をお預かりしているので読み上げます。

野口顧問講評

議題（１）あんジョイプラン１０の進捗状況について

１２ページ 数値目標一覧表によりますと、達成率が高い事業（１００％以上）は、「１－１－３ 短期集中介護予防サービス」１２９％、「１－１－８ 地域介護予防活動支援事業」１０５％、「１－３－１ 老人クラブ支援」１１３％、「福祉センター講座」１２７％、といった介護予防・生活支援事業や健康づくり事業、地域活動支援などの達成率が高いのは望ましい結果です。これらの事業成果が高齢者の健康づくり効果、介護保険給付費の削減に結びつくことの認識が必要です。

逆に、達成率８０％以下の事業の見直し評価が必要になります。例えば、高齢者社会参加促進事業、歩け・ランニング運動の参加者数、自主防災訓練への参加者数、認知症サポーターステップアップ講座修了者数、ケアプランチェック実施事業者数、介護サービス相談員派遣数・相談数の低率が気になります。高齢者の社会参加は、孤立・孤独の予防につながります。またサービス事業のスタッフの拡充は人材確保の工夫を考える必要があります。社会福祉協議会や町内会・自治会、ＮＰＯ団体、ボランティア団体の連携が重要です。人材確保は地域包括ケアシステムおよび地域共生社会の根幹です。

議題（２）令和６年度介護保険事業特別会計決算案について

３７ページの認定者数、特に、要支援１・要支援２といった軽度者の伸びが気

にかかります。介護予防事業および健康づくり事業の成果が軽度者数の漸減に結びつくことを意識する必要があります。

議題（４）令和６年度地域包括支援センター事業の事業報告及び決算状況について

４１ページの地域包括支援センター事業所ごとに違いがあるのは当然ですが、１の相談事業は基本事業ですので、４つの相談業務で地区ごとのバラツキが大きいのは公平性に欠けるとの意見もあります。事業所ごとの諸事情があるかと思いますが、公共性の観点から再検討してください。

（介護保険係長）

以上、野口顧問からの講評です。いただいたご指摘をもとに、介護保険事業と高齢者福祉の推進、地域包括支援センターへの助言と運営支援に取り組んで参りたいと存じますのでよろしくお願いします。

５ その他（次回の予定など）

（事務局）

次回の開催予定：令和８年３月３０日（月）午後１時３０分から

安城市役所本庁舎 第１０会議室